

〔振り込め詐欺防止定期預金（お守り隊）〕

1. 商品名	・振り込め詐欺防止定期預金（お守り隊）
2. 販売対象	・60歳以上の個人（個人事業者を含む） ※本商品を契約していただいた方は、200万円以上の預金の現金支払いをする場合に預手プラン（自己宛小切手による支払い）に準じた取扱いについてご了承いただきます。
3. 預入期間	・定型方式…1年 ※証書式・自動継続限定
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・50万円以上1,000万円以内 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時に店頭表示するスーパー定期預金[単利型]1年ものの利率に0.03%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日に店頭表示するスーパー定期預金[単利型]1年ものの利率に0.03%を上乗せした利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
7. 税金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	・ありません。
9. 付加できる 特約事項	・少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取り扱いができません。
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払いします。
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 ・なお、所定の各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
13. その他参考事項	・証書式のみのお取り扱いです。 ・ATMでのご成約はできません。 ・新規預入時における上乗せ金利については金融情勢の変化等により、変更させていただく場合があります。また、本商品の取扱いを中止した場合には、自動継続後の適用利率は継続日におけるスーパー定期預金[単利型]1年ものの利率を適用します。 ・本商品契約者が預金の現金支払いをする場合において、自己宛小切手を発行する場合の自己宛小切手発行手数料を無料とします。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。

